

平成 27 年 9 月 28 日

各 位

山形県山形市旅籠町三丁目 2 番 3 号
株式会社 きらやか銀行

住宅ローン「生活習慣病団信」の取扱開始について

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 栗野 学）では、平成 27 年 10 月 1 日(木)より住宅ローンの団体信用生命保険として、以下の「生活習慣病団信」を新たに取扱開始します。

通常団信の保障（死亡・所定の高度障害状態）に加え、**がんの保障（所定の悪性新生物と診断確定された時点での住宅ローン残高の保障）**と被保険者が責任開始日以後に発病した**所定の生活習慣病を直接の原因とする入院が継続して 180 日以上となった場合に、住宅ローン残高が 0 円になります。**更に、医師の診断書等で保険会社より余命 6 か月以内と判断された場合に保険金が支払われる「リビング・ニーズ特約」が付帯されており、充実した保障内容となっております。

※また、ご加入者は「セカンドオピニオンサービス」、「24 時間電話健康相談サービス」をご利用いただけます。

記

1. 新団信の商品概要

項目	内 容
加入資格	加入時（借入実行時）年齢：満 20 歳以上満 46 歳未満
保険期間	お借入の住宅ローンの借入期間と同一 ただし、ローン完済時年齢が満 80 歳 6 ヶ月以下
上乗せ金利	お借入金利に全期間 0.2% 上乗せ
保障範囲	死亡、高度障害、所定の悪性新生物(がん)罹患の診断確定、所定の生活習慣病を直接の原因とする入院が継続して 180 日以上となった場合。 医師の診断書等で保険会社より余命 6 か月以内と判断された場合。
引受保険会社	クレディ・アグリコル生命保険

※ 現在、きらやか銀行住宅ローンをご利用のお客様はご利用いただけません。

※ 告知内容等によっては保険会社が加入をお断りすることがあります。

※ ご利用いただける住宅ローンは窓口等でご確認ください。

2. 取扱開始日

平成 27 年 10 月 1 日(木)

以 上

本件に対するお問い合わせ 営業統括部 営業企画課：田宮 023-628-3928